

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

生産製造連携事業計画に係る認定申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者（生産者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

申請者（製造事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

申請者（促進事業者）
住 所
商号、名称及び
代表者の氏名
（個人の場合は氏名）

米穀の新用途への利用の促進に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、生産製造連携事業を行う全ての生産者、製造事業者及び促進事業者を記載し、農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等が、その構成員のために計画を作成する場合にあっては、当該農業協同組合等、事業協同組合等又は促進事業協同組合等のみを「申請者」として記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

(別紙 1)

1 事業名

2 生産製造連携事業に参加する者の概要

(1) 生産者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(2) 製造事業者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(3) 促進事業者の概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）

(4) 生産製造連携事業に関連する者がある場合は、その概要

	①商号、名称又は氏名、②住所、③法人の場合はその代表者の氏名、④主たる事務所の所在地、⑤連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）⑥業務の概要 ⑦生産製造連携事業におけるその役割

(※) 関連する者とは、生産製造連携事業を円滑に進めるために参加する者であって、例えば、新用途米穀の集出荷を行う者、新用途米穀加工品を原材料とする加工品の開発に協力する者等をいう。

3 生産製造連携事業の目標

(1) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等に関する目標

令和○年度までに以下の目標の達成を図る。

(単位：h a、t、千円)

		目標
新用途米穀の生産	生産面積	
	生産数量	
新用途米穀加工品の製造	製造数量	
	売上金額	
新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造・販売 (特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産・販売)	製造(生産)・販売 数量	
	売上金額	

- (2) 新用途米穀の生産及び新用途米穀加工品の製造等の改善に関する目標
 ア 製造事業者の需要に適確に対応した新用途米穀の生産に関する目標

イ 新用途米穀加工品の製造の高度化に関する目標

ウ 新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造の高度化又は需要の開拓に関する目標（特定畜産物等の場合は、特定畜産物等の生産の高度化又は需要の開拓に関する目標）

4 生産製造連携事業の内容

- (1) 新用途米穀の安定的な取引関係の概要

安定的な取引関係の確立を図るための措置	措置の有無
複数年契約の締結	
作柄状況等により契約数量に変更が生じる場合の措置を付した契約の締結	
新製品又は新技術の共同開発	
相互出資等による取引関係の強化	
その他（ ）	

- (2) 製造事業者の需要に適確に対応した新用途米穀の生産を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年産別の新用途米穀の生産計画

(単位：h a、t)

地域	1年目（ 年度）		2年目（ 年度）		3年目（ 年度）		4年目（ 年度）		5年目（ 年度）	
	面積	生産数量	面積	生産数量	面積	生産数量	面積	生産数量	面積	生産数量
合 計										

※ なお、(別紙2)として、新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧を添付すること。

ウ 新用途米穀の集出荷計画

① 集出荷場所

名称	所在地

② 集出荷数量

(単位：t)

	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）
集出荷数量					

(3) 新用途米穀加工品の製造の高度化を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途米穀加工品の製造計画

(単位：t、千円)

	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）
製造数量					
売上金額					

(4) 新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造若しくは生産の高度化又は需要の開拓を図るための措置

ア 具体的な措置内容

イ 年度別の新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の製造又は生産計画

(単位：t、千円)

	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）
製造数量（生産数量）					
売上金額					

ウ 年度別の新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の販売計画

(単位：t、千円)

	1年目（年度）	2年目（年度）	3年目（年度）	4年目（年度）	5年目（年度）
販売数量					
売上金額					

(5) 農業改良措置の特例措置

(別紙3)

5 生産製造連携事業の実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 生産製造連携事業の用に供する施設の種類及び規模

(別紙4)

7 新用途米穀の適正な流通の確保に関する事項

--

8 米穀等取扱事業の概要（生産製造連携事業に生産者又は製造事業者が行う米穀等取扱事業が含まれる場合）
（別紙5）

9 飼料製造を行う事業場等の概要（生産製造連携事業に飼料の製造に関する措置が含まれる場合）
（別紙6）

10 生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
（別紙7）

11 その他生産製造連携事業の実施に関する重要事項

（備考）

その他、以下の書類を添付すること。

- 1 計画の申請をしようとする者が法人である場合には、その定款又はこれに代わる書面
- 2 計画の申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し
- 3 計画の申請をしようとする者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
- 4 生産製造連携事業の用に供する施設の規模及び構造を明らかにした図面
- 5 新用途米穀に係る売買契約書の写し
- 6 生産製造連携事業に促進事業者が含まれず、4の（4）の記載をしない場合は、製造事業者が新用途米穀加工品を販売する主たる販売先の概要、当該販売先の事業者が製造若しくは生産又は販売する新用途米穀加工品を原材料とする加工品又は特定畜産物等の概要に関する資料

(別紙 2)

新用途米穀の生産を行う生産者と水田の地番等の一覧

(単位：a、kg)

地域	生産者氏名	水田の地番	作付品種	面積	生産数量
計					
計					
計					

(注) 毎年 of 作付けに応じて変更すること。

(別紙3)

農業改良措置の特例措置

(製造事業者又は促進事業者が農業改良資金を借りる場合)

1. 支援を行う製造事業者又は促進事業者の商号、名称又は氏名
2. 支援される生産者の商号、名称又は氏名
3. 支援される生産者の生産の現況
4. 支援の概要
5. 支援による生産者の経営改善の効果
6. 農業改良資金により導入する施設等
7. 6の施設等の購入予定価格
8. 6の施設等の購入予定時期

(生産者又は促進事業者（特定畜産物等の生産の事業を行う農業者等に限る。）が農業改良資金を借りる場合)

1. 特例を受ける生産者又は促進事業者の商号、名称又は氏名
2. 特例を受ける生産者又は促進事業者の生産の現況
3. 農業改良措置の概要
4. 生産製造連携事業と農業改良資金の関係
5. 農業改良資金により導入する施設等
6. 5の施設等の購入予定価格
7. 5の施設等の購入予定時期

(別紙 4)

生産製造連携事業の用に供する施設の種別及び規模

所有者	施設の名称	規模・能力等	施設の所在地	全体事業費（単位：千円）		
					年度	年度

(注 1) 新たに整備する施設については、①事業費等の欄を記入するとともに、②施設の規模及び構造を明らかにした図面（新たに整備する設備の明細を記載した製造工程図を含む）を添付すること。

(注 2) 規模・能力等の単位については、該当する施設に応じた適切な単位を使用すること。（t／年など）

(別紙5)

生産者又は製造事業者が行う米穀等取扱事業の概要

- 1 事業開始時期
- 2 申請の日の属する一年間の出荷、販売又は買入予定数量
- 3 申請の日の属する一年間の前一年間の出荷、販売又は買入数量
- 4 法人である場合は、法人番号

(注1) 認定生産製造連携事業計画の変更の認定を申請する場合には、当該変更の認定を受けて事業を開始する予定時期及び当該変更の申請時点に係る数量を記入すること。

(注2) 2及び3の数量については、「精米＝玄米×0.91」で換算すること。

(注3) 2及び3の一年間については、七月一日から翌年六月三十日までとすること。

(別紙6)

飼料製造を行う事業場等の概要

- 1 飼料を製造する事業場の名称及び所在地
- 2 販売業務を行う事業場及び飼料を保管する施設の所在地
- 3 製造する飼料の種類
- 4 飼料の製造の開始年月日
- 5 飼料の製造に用いられる新用途米穀以外の原材料の種類
- 6 飼料を製造する施設の概要

(注) 飼料とは、新用途米穀加工品である飼料をいう。

(別紙 7)

生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

年度	実施者	使途項目	調 達 先							
			補助金・ 委託費等	政府系金 融機関	民間金融 機関	株式、社 債等	自己資金	その他	合計	備考
合 計										

(注 1) 認定を受けようとする生産者、製造事業者、促進事業者ごとに作成すること。

(注 2) 補助金・委託費等及び金融機関借入については、計画申請時点における予定を記載すること。

(注 3) 農業改良資金を利用する場合には、「その他」の欄に記載すること。